(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
あきる野市下代継字東前六五九番八一地先から同市下代継字東原二番一まで	前	三〇・〇〇～三五・一七	〇・七四〇
	後	三〇・〇〇～三六・一八	〇・七四〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系常陸利根川、鰐川、北浦、横利根川及び霞ヶ浦に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局霞ヶ浦河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十七年関東地方整備局告示第三百五十三号、第三百五十四号、第三百五十五号、第三百五十六号及び平成十九年関東地方整備局告示第九号は、廃止する。

平成二十八年八月十八日　関東地方整備局長　大西　亘

人事異動

内閣

法務大臣秘書官　小野寺　出　吉田　茂
文部科学大臣秘書官　白崎　勇人　小澤　貴仁
農林水産大臣秘書官　森山友久美　文部科学大臣秘書官
経済産業大臣秘書官　**宇**井　洋子　農林水産大臣秘書官
防衛大臣秘書官　豊田　圭三　冨田　雅裕
国務大臣秘書官　宮城　一郎　農林水産大臣秘書官
同　須藤　孝治　花田　周基
願に依り本官を免ずる（各通）（以上八月三日）　経済産業大臣秘書官
○国土交通大臣臨時代理解職　山本　有二　中尾　英樹
国務大臣　国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月八日）　防衛大臣秘書官
○文部科学大臣臨時代理解職　鶴保　庸介　小山　史夫
国務大臣　文部科学大臣松野博一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　無津呂智臣
特命全権大使　小泉　崇　鈴木　量博
同　願に依り本官を免ずる（各通）（以上八月九日）
○外務大臣臨時代理　菅　義偉　**廣**瀬　崇之
国務大臣　外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○農林水産大臣臨時代理　石井　啓一
同　農林水産大臣山本有二海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上八月十日）
○外務大臣臨時代理解職　菅　義偉
国務大臣　外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○農林水産大臣臨時代理解職　石井　啓一
同　農林水産大臣山本有二帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月十二日）
○防衛大臣臨時代理　菅　義偉
国務大臣　防衛大臣稲田朋美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月十三日）
（在トルコ日本国大使館公使）　中村耕一郎
外務事務官　二千十六年アンタルヤ国際園芸博覧会に対する陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずる（八月十五日）
（東京地方裁判所判事）判事　中川　正隆
（佐賀地方裁判所判事兼佐賀家庭裁判所判事）同　水野　正則
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（八月十六日）

消費者庁

（総務省総合通信基盤局付）総務事務官　河内　達哉
消費者庁消費者政策課長に転任させる
（消費者庁消費者政策課長）内閣府事務官　鈴木　一広
総務省に出向させる（以上八月一日）
（人権擁護局長）検事　岡村　和美
消費者庁長官に昇任させる
消費者庁長官　板東久美子
辞職を承認する（以上八月九日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　鈴木　昭洋
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（八月五日）
判事　八木　一洋
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（八月七日）
○定年退官
簡易裁判所判事番場忠博は八月十三日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時四十分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時三十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月十七日インドネシア国の独立記念日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月十七日ガボン国の独立記念日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公告

諸事項

工場財団

東京都品川区東品川三丁目6番5号**合同会社パイテック・漁火館滝沢市メガソーラー**の滝沢市後394番地パイテック漁火館岩手県滝沢太陽光発電所工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年8月18日　盛岡地方法務局

神奈川県三浦郡葉山町長柄1642番地の133**有限会社清水屋**の工場財団に神奈川県横須賀市津久井五丁目2109番地6、2109番地7正眺太陽光発電所1の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分権利者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年8月18日　横浜地方法務局横須賀支局

神奈川県三浦郡葉山町長柄1642番地の133**株式会社ワールドビジョン秀**の工場財団に神奈川県横須賀市津久井五丁目2109番地5正眺太陽光発電所2の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分権利者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年8月18日　横浜地方法務局横須賀支局